

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

直近では、令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。

B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。

C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていることという3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、① 2020年度からの算定要件で、② 介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
入職 取 促 進 組 に み 向 け た	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	求人に関しては年齢、経験等は不問とし、個々人の特性を採用の判断軸としている。単に支援を行うために必要な資格、経験を持つか否かにとらわれず、個々人の経験を当社ではどのように活かすことができるかを考え、採用、業務遂行にあたってもらっている。
両 働 立 き 支 援 の 推 進 様 な	有給休暇が取得しやすい環境の整備	毎月有給取得状況の確認を行い、取得の進まない従業員に対しては取得促進の計画をしている。
腰 痛 を 含 む 心 身 の	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施	新たに管理監督の地位になるものに対しては決まった内容の研修を行っており、定期的に管理者に対するスキルアップ研修を行っている。
働 き や が り の 構 築	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	随時ミーティングを行い、業務内容やケア内容の改善を行っている。